

○沖縄県立看護大学情報システム専門部会規程

(平成 21 年 6 月 17 日)

[沿革] 平成 28 年 3 月 16 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学総務委員会規程第 9 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学情報システム専門部会（以下「専門部会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第 2 条 専門部会は、次に掲げる事項について専門的に調査審議する。

- (1) ホームページの維持・管理に関する事
- (2) 大学の電子情報システムに関する事
- (3) 大学の情報教育・研修に関する事
- (4) その他大学の情報システムに関する事

(部会長)

第 3 条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する専門部会員がその職務を代行する。

(会議)

第 4 条 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 専門部会は、専門部会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した専門部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 専門部会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。